

第9期第1回福岡県個人情報保護審議会

日 時 平成20年5月8日(木) 10:20～11:20

場 所 県庁10階北棟特9会議室

次 第

- 1 会長の選任及び職務代理者の指名について
- 2 部会委員の指名について
- 3 国民生活審議会個人情報保護部会の審議状況について
- 4 その他

〔配付資料〕

- 福岡県個人情報保護審議会委員名簿(第9期)
- 福岡県個人情報保護審議会事務局職員一覧
- 国民生活審議会個人情報保護部会の審議状況について
 - ・「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更の主な内容
 - ・「個人情報の保護に関する基本方針」(新旧対照表)
- 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
 - ・平成20年3月6日最高裁判所判決について(資料1)
 - ・住基ネット関連訴訟に関する判決の状況(資料2)
- 防犯カメラの設置について
 - ・平成20年4月2日福岡県弁護士会からの声明文
 - ・平成19年7月25日福岡県弁護士会からの宣言文

「個人情報保護の促進に関する基本方針」の「一部変更」の主な内容

「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」

(平成19年6月国民生活審議会)

いわゆる「過剰反応」

「個人情報保護法」については、現在でも少なからず誤解が見られる状況にあり、これがいわゆる「過剰反応」の大きな原因となっている。このため、まずは、政府において、基本方針の見直し、ガイドラインやその解説の必要に応じた見直し、同法の具体的な内容の広報啓発等、本取りまとめで指摘した諸施策の実施に向け、最大限の努力をすることが強く求められる。」

国際的な取組への対応

「OECD、APEC、EU等で進められている取組を踏まえ、国際的な協調を図っていくとともに、併せて我が国の個人情報保護制度についても国際的な理解を求めていくことが重要である。」

プライバシーポリシー等

「プライバシーポリシー等において、

- ・本人から求めがあった場合は、原則として自主的に利用停止等に応じること
 - ・明記している事業者
 - ・委託に関する事項(委託の有無、委託する事務の内容等)を明記している事業者
 - ・顧客の種類ごとに利用目的を限定して示すこと等を行っている事業者
 - ・取得元、取得源の種類や取得経緯といった個人情報の取得方法をあらかじめ可能な限り具体的に明記している事業者
- も見られることから、個人の権利利益保護の観点からも、こうした取組も参考とすべきであり、このような取組を促進するため、基本方針の見直し等、所望の措置を講じる必要がある。」

安全管理措置の程度

「市販されているもの等、広く頒布されている名簿等は、事業者が保有していても個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられるとともに、事業者の現実的な管理可能性を踏まえる必要がある。今後、次のような対応が考えられる。

○個人データの安全管理については、個人情報保護法上、「必要かつ適切な」措置を講じなければならないとされていることから、基本方針の見直し等により、広く頒布されている名簿等に求められる安全管理措置の程度等の問題として整理する。」

おわりに

- いわゆる「過剰反応」の原因である法の誤解等を解くため、政府は最大限努力。
- 国民生活審議会は、毎年度の法の施行状況のフォローアップにおいて、「過剰反応」対策の効果、国際的課題等を取り巻く状況を見極め、法改正の必要性も含め更なる措置を検討。

「個人情報保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)

【一部変更】 <主なもの>

〔個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図る個人情報保護法の趣旨を踏まえ、事業者の適切な取組を推進し、国民生活の利便性向上に資する内容を充実！〕

いわゆる「過剰反応」(新旧P3.5.8.9.11)

いわゆる「過剰反応」を明記の上、積極的な広報・啓発活動に取り組むことを宣言。また、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の取扱いについて、法律・条例の適切な解釈・運用を明記。

国際的な取組への対応(新旧P8)

OECD、APEC、EU等で進められている国境を越えた取組を踏まえ、我が国として必要に対応を検討。

プライバシーポリシー等(新旧P12)

消費者等、本人の権利利益の一層の保護の観点から以下の点を考慮した記述を盛り込むことも重要と指摘。

- 保有個人データの自主的な利用停止等
- 委託処理の透明化
- 利用目的の明確化
- 取得元、取得源等をできる限り具体化

安全管理措置の程度(新旧P13)

例えば市販名簿については、シュレッダー処理しなくても、安全管理措置義務違反にならないとすることができる旨明記。

国民生活審議会の役割(新旧P17)

国民生活審議会は引き続き法のフォローアップを行う。

第9期第1回福岡県個人情報保護審議会全体会

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

○ 訴訟の状況について

- (1) 平成20年3月6日最高裁判所判決について（資料1）
- (2) 住基ネット関連訴訟に関する判決の状況（資料2）

住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判所判決（大阪事件）
（平成 20 年 3 月 6 日 13:30～）の概要

【概要】

（第 1 審）

豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市の住民が、住基ネットへの接続等により精神的損害を被ったなどとして、損害賠償を請求した事件につき、大阪地裁判決（平成 16 年 2 月 27 日）は請求を棄却（行政側全面勝訴）。

（第 2 審）

- ① 豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市に対する損害賠償請求に加え、
 - ② 箕面市の住民 1 名、吹田市の住民 1 名、守口市の住民 2 名につき、住民票コードの削除及び、
 - ③ 上記 4 名に関する本人確認情報の大阪府への通知の差し止め を請求。
- 大阪高裁判決（平成 18 年 11 月 30 日）は、②について請求を認容、①及び③については、棄却した（行政側一部敗訴）。
→吹田市、守口市が上告。

【判決主文】

- 原判決中、上告人敗訴部分を破棄する。
- 前項の部分につき、被上告人らの控訴をいずれも棄却する。

【判決概要】

- 憲法 13 条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される。
- 住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる 4 情報に住民票コードとその変更情報を加えたものにすぎない。これらはいずれも個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。
- 住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われているものであり、住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに、又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということとはできない。
- 住基法 30 条の 3 4 等の本人確認情報の保護規定は、個人情報のうち住

基ネットにより管理、利用等される本人確認情報につきその保護措置を講ずるために特に設けられた規定であり、本人確認情報については、住基法中の保護規定が行政個人情報保護法の規定に優先して適用されると解されるべきであって、住基法による目的外利用の禁止に実効性がないとの原審の判断は、前提を誤るものである。

- データマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的危険については、刑罰をもって禁止されていること、個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がいうような具体的な危険が生じているということとはできない。
- 行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示公表するものということはできず、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない。
- 原審の判断には、憲法解釈の誤り及び結論に影響を及ぼすことが明らかな法令解釈の誤りがあることから、原判決は破棄を免れない。

住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判所判決
(金沢事件、名古屋事件、千葉事件【国が被告となっているもの】)
(平成20年3月6日15:00～)の概要

【事件の概要】

- Ⅰ金沢事件、Ⅱ名古屋事件、Ⅲ千葉事件ともに、
各県内の住民が、国、県及び地方自治情報センターを相手取り、
- ① 県に対し、本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びそれらの変更情報）の提供の差し止め
 - ② 県、地方自治情報センターに対し、本人確認情報の削除
 - ③ 国、県、地方自治情報センターに対し、損害賠償 を請求。
- Ⅰ金沢事件については、
金沢地裁判決は、①、②について原告の請求を認容、③については、棄却（被告国は勝訴したが、県等は一部敗訴。）。控訴審において、原判決中、控訴人ら敗訴部分（①、②）を取り消し、③を棄却（行政側全面勝訴）。
- Ⅱ名古屋事件、Ⅲ千葉事件については、
地裁（名古屋地裁・千葉地裁）・高裁（名古屋高裁・東京高裁）ともに、
本件控訴をいずれも棄却（行政側全面勝訴）。
- 各県内の住民が、控訴審の破棄を求め、上告したもの。

【判決主文】

- 本件上告を棄却する。（行政側全面勝訴）

【判決概要】

- 行政機関が住民基本台帳ネットワークにより住民である上告人らの本人確認情報を収集、管理又は利用する行為が、憲法13条で保障された上告人の権利ないし自由を侵害するものでないことは、最高裁判例に照らして明らかである。これと同旨の原審の判断は正当である。
- その余の上告理由は、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法312条1項又は2項の上告理由にあたらない。

【国が被告となっている訴訟】

○ 国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟。全国で35件が係属中。

- ・ 東京地裁係属事件 11件
(内1件は平成18年4月7日判決→勝訴→高裁係属中)
(内10件は平成18年7月26日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 大阪地裁係属事件 5件
(平成18年2月9日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 札幌地裁係属事件 1件
- ・ 福島地裁係属事件 2件
(平成19年5月15日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 宇都宮地裁係属事件 2件
(平成18年11月9日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 千葉地裁係属事件 1件
(平成18年3月20日判決→勝訴→高裁係属中)
→平成19年10月17日判決(二審勝訴)→上告
- ・ さいたま地裁係属事件 2件
(平成19年2月16日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 横浜地裁係属事件 2件
(平成18年10月26日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 名古屋地裁係属事件 3件
(内2件は平成17年5月31日判決→勝訴→高裁係属中)
平成19年2月1日判決(二審勝訴)→上告
- ・ 金沢地裁係属事件 2件
(内1件は平成18年9月29日判決→勝訴→高裁係属中)
平成17年5月30日判決(一部敗訴)→県等控訴→上告
- ・ 和歌山地裁係属事件 1件
(平成18年4月11日判決→勝訴→平成20年2月27日判決(二審勝訴))
- ・ 福岡地裁係属事件 2件
(平成17年10月14日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 熊本地裁係属事件 1件

↑H20.3.6 最高裁判決(勝訴確定)

↑H20.3.6 最高裁判決(勝訴確定)

↑H20.3.6 最高裁判決(勝訴確定)

○ 国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟(杉並区が原告)。

- (平成18年3月24日判決→勝訴→平成19年11月29日判決(二審勝訴)→上告中)

【国が被告となっていない訴訟】

1 このうち、国の利害に係る訴訟として、法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の規定に基づき法務大臣が訴訟実施をしているもの

○ 損害賠償と住民票コードの削除等を求める訴訟

- ・ 東京地裁係属事件 2件: 全て被告(西東京市)
- ・ 大阪地裁係属事件 2件
(内1件: 被告(豊中市)→二審勝訴(確定))
(内1件: 被告(豊中市ほか4市)→一審勝訴→二審一部敗訴→上告(吹田市、守口市)／敗訴確定(箕面市))

○ 住民訴訟

- ・ 名古屋地裁係属事件 1件
→被告(名古屋市中区)→一審、二審勝訴(確定)

○ 住民票コードの記載・通知に関する訴訟

- ・ 東京地裁係属事件 3件
: 全て被告(西東京市)→一審、二審勝訴→上告中
- ・ 横浜地裁係属事件 1件
: 被告(神奈川県、鎌倉市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- ・ 神戸地裁係属事件 3件
: 全て被告(兵庫県、神戸市等)勝訴→高裁係属中
- ・ 福岡地裁係属事件 1件
: 被告(福岡市中央区)勝訴確定
- ・ 大分地裁係属事件 3件: (内2件→被告(大分市))二審、二審勝訴
: (内1件→被告(別府市))二審勝訴(確定)

○ 損害賠償を求める訴訟

- ・ 福岡地裁係属事件 1件: 被告(福岡市)→二審勝訴(確定)

2 1以外の訴訟

○ 市から県への本人確認情報の通知の取消を求める訴訟

- ・ 水戸地裁係属事件 1件
: 被告(つくば市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)

○ 県個人情報保護条例上の決定(本人確認情報の提供の中止を求める請求を退ける決定)の取消を求める訴訟

- ・ 岡山地裁係属事件 1件: 被告(岡山県)勝訴確定

○ 住民票コードの記載・通知に関する訴訟

- ・ 富山地裁係属事件 1件
: 被告(富山市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)

○ 住民訴訟

- ・ 熊本地裁係属事件 1件: 被告(熊本県)勝訴確定
- ・ 東京地裁係属事件 2件: 被告(杉並区)いずれも勝訴確定

住基ネット関連訴訟に関する判決

平成17年	5月30日(月)	金沢地裁判決(一部敗訴)①
	5月31日(火)	名古屋地裁10部判決(全面勝訴)②
	10月14日(金)	福岡地裁判決(全面勝訴)
平成18年	2月9日(木)	大阪地裁判決(全面勝訴)③
	3月20日(月)	千葉地裁判決(全面勝訴)④
	3月24日(金)	※杉並事件東京地裁判決(全面勝訴)⑤
	4月7日(金)	東京地裁25部判決(全面勝訴)
	4月11日(火)	和歌山地裁判決(全面勝訴)⑥
	7月26日(水)	東京地裁50部判決(全面勝訴)
	9月29日(金)	名古屋地裁6部判決(全面勝訴)
	10月26日(木)	横浜地裁判決(全面勝訴)
	11月9日(木)	宇都宮地裁判決(全面勝訴)
	11月30日(木)	※※大阪高裁判決〈被告豊中市ほか〉(一部敗訴)⑦
	12月11日(月)	名古屋高裁金沢支部判決(全面勝訴)①の控訴審
平成19年	2月1日(木)	名古屋高裁判決(全面勝訴)②の控訴審
	2月16日(金)	さいたま地裁判決(全面勝訴)
	5月15日(火)	福島地裁判決(全面勝訴)
	10月17日(水)	東京高裁判決(全面勝訴)④の控訴審
	11月29日(木)	※杉並事件東京高裁判決(全面勝訴)⑤の控訴審
平成20年	2月27日(水)	大阪高裁判決⑥の控訴審
	3月6日(木)13時30分～	最高裁判決⑦の上告審
	3月6日(木)15時00分～	最高裁判決①②④の上告審
	5月8日(木)	大阪高裁判決③の控訴審
	5月29日(木)	札幌地裁判決

これらの事件は、国も被告となっており、住基ネットの運用差止めの可否、損害賠償請求が争点。

ただし、【※】の杉並事件は、住基ネットへの参加を望む住民に限り本人確認情報を通知する、いわゆる「選択制」の可否が争点。

なお、【※※】の事件は、豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市のみが被告であり、損害賠償請求、住民票コードの削除等が争点。

- 地裁判決があったものについては、すべて、控訴されている。
- この他、熊本地裁に同様の訴訟が係属しており、今年度中の結審が見込まれる。